

鳥羽市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について一般財団法人 鳥羽市開発公社理事長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年4月21日

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監 査 の 種 類	平成27年度 財政援助団体監査	
監 査 実 施 期 間	平成28年1月21日～平成28年2月10日	
結 果 区 分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
(一財) 鳥羽市開発公社	<p>貸借対照表内訳表の作成について</p> <p>移行法人が作成する貸借対照表は、実施事業資産を区分して明らかにすることが法により定められているが、明確な区分がされていなかった。貸借対照表内訳表の作成もしくは貸借対照表への注記により、実施事業資産をその他事業資産と区分して表示するよう改められたい。</p>	<p>決算申告上では、作成義務はないとの判断で作成していませんでしたが、平成27年度決算より貸借対照表内訳表を作成します。</p>
	<p>契約事務の適正化について</p> <p>佐田浜第1駐車場駐車券発行機取替工事において、契約保証が必要なものを無保証契約として誤認し、工事契約履行保証金等を徴収していなかった。適正な契約事務処理を徹底されたい。また、契約管理規定は、組織的な契約事務を行ううえでの基本となることから、実務に照らし必要な整備を行うよう改められたい。</p>	<p>平成26年度の指摘を受けました工事までは、これまでも無保証契約で決裁していました。指摘を受けました工事以降に300万円以上の工事につきましては保証契約とすることに改めています。</p> <p>以降、全ての300万円以上の工事につきまして、保証契約としています。</p>

監査の種類	平成27年度 財政援助団体監査	
監査実施期間	平成28年1月21日～平成28年2月10日	
結果区分	所見(検討事項)	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
(一財) 鳥羽市開発公社	<p>鳥羽マリンターミナル施設利用率の向上について</p> <p>鳥羽マリンターミナル施設利用については、事務所等の定期的な賃借以外の利用者確保に苦慮されていた。利用者満足度と施設利用率の向上に向け、施設のPRを促進し、イベント事業の内容を見直すなど、創意工夫を活かした施設運営に取り組まれたい。</p>	<p>平成27年度に施設利用状況アンケートを実施し、その分析を現在行っています。</p> <p>施設のPR及びイベント等に関しましては、ターミナルのホームページ、フェイスブック、広報とば、新聞、ケーブルテレビ等でイベントの予告を行い、その結果についてもターミナルの各種SNSで様子を閲覧できるようにしています。また、市のホームページでもターミナルのニュース等を掲載してもらっています。</p> <p>今後は、ターミナルのこれまでにない利用の仕方などの検討を行っていきます。</p>